

平成24年度市民健康診査が始まります！

～健康は市民健康診査受診から～

■申し込み・問い合わせ
健康政策課成人健康係
TEL (23)7601

今年度も、市民健康診査が始まります。

健診の内容を理解し、効果的な受診で健康の保持増進を図ってください。

健康であることは、ご自身の幸せな生活につながり、ひいては地域の活力、市民力の向上につながります。『健康は、自分に贈ることができる最高のプレゼント』です。ぜひ健診を受診して、活力ある健康長寿社会を推進しましょう！

①市民健康診査受診の必要性について

「いつまでも健康でありたい！」との思いは、誰もの願いです。健康維持のためには、年に一度の健診を受診し、自分自身の健康状態を確認し、結果に応じて適切な対応をすることが必要です。

「生活習慣病」は、自覚症状がないまま進行してしまいます。自覚症状がないことが、健康であるとは限りません。また、「がん」についても、生活習慣病との関係が明らかになってきています。

健診の受診により、異常の早期発見が可能です。その後の食生活や運動などの生活改善や適切な治療により、早期に健康を取り戻すことができます。こうしたことから、市では集団健診を年間80回開催し、そのうち33回を土・日曜日に実施し、できるだけ多くの市民の皆さんが受診できるよう健診体制を整えています。



②市民健康診査の受け方について

健康維持のために、対象年齢の方は毎年受診することが望まれます。

市民健診は、各行政区の保健委員の皆さんのご協力により、毎年、年末・年始にかけて申し込みをとりまとめていただき、おおむね受診予定日の1カ月前頃までに受診のご案内を通知しています。

なお、これから新たに受診を希望する場合や受診日を変更する場合は、担当課（健康政策課成人健康係）にご連絡下さい。

現在治療をしている方は、受診前に主治医に相談しましょう。また、市以外で健診（社会保険者など）を受診できる方は、その機会を利用し、実施していない検査を市が行う健診で受診してください。

【市が行う市民健康診査とは？】

- ・基本健康診査 ①若年健康診査②特定健康診査③後期高齢者健康診査
※特定健康診査は医療保険者に義務付けられた健診〔対象⇒各医療保険加入者〕
- ・がん検診 ※自治体の努力義務として取り組む検診〔対象⇒全市民（対象年齢あり）〕

③市民健康診査の結果とその後について

健診の結果から、生活習慣の改善が必要な方については、保健師や管理栄養士が健康を取り戻すために生活習慣の改善に向けた支援を行います。

また、『要精密検査』となった方は、治療の必要性が明らかとなるため、医療機関で早めに検査を受けてください。早期の治療により、健康を取り戻すことができます。

健康維持のためには健診の受診結果により、適切に対応することが必要です。

生活習慣病は、日々の生活の結果であり、病気の発症に多大な影響を及ぼします。大切なことは、あなたの日々の生活が健康に直結していることです。

ストマ用具などの申請受付

障がい者および障がい児用のストマ用具などの申請受付をします。で、必要な方は各申請窓口で申請をしてください。

なお、購入先（薬局など）を変更する場合は事前に申し出てください。

●ストマ用具（蓄便・蓄尿袋）申請対象者

●紙おむつ申請対象者

●高度の排便機能障害者
●高度の排尿機能障害者

●脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者

●申請に必要な物
●身体障害者手帳
●印鑑

●申請窓口

●福祉課福祉支援係（市役所東別館）
●湯津上支所総合窓口課

●黒羽支所総合窓口課

●問い合わせ
福祉課福祉支援係
TEL (23) 8921

●湯津上支所総合窓口課
TEL (98) 2112

●黒羽支所総合窓口課
TEL (54) 1113

